香取市地域おこし協力隊（伊能忠敬記念館 機能強化推進業務）

隊 員 募 集 要 項

１　目的

香取市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、地域の多様な主体や他博物館との連携、情報発信・情報収集等の伊能忠敬記念館機能強化推進業務を通じて、地域の活性化に貢献できる人材を、香取市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）として募集選考することを目的とする。

２　業務内容

隊員が行う業務は、次のとおりとする。

（１）伊能忠敬記念館の事業に関する情報発信・情報収集業務
（２）国宝資料等のデジタル・アーカイブ化及び公開に関する業務
（３）展示、資料管理及び教育普及に関する業務
（４）来館者対応及び案内業務
（５）その他、伊能忠敬記念館に関連する業務

３　募集人数

隊員の募集人員は１名とし、性別は問わない。

４　募集対象

募集する隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者
（２）次のいずれかに該当する者
　ア　３大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年３月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知）に規定する３大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）に現に住所を有する者※1
　イ　他の地方自治体において地域おこし協力隊員として２年以上活動した経験があり、その解嘱から１年以内の者
　ウ　語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として２年以上活動した経験があり、活動終了から１年以内の者※2
　エ　海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者
（３）委嘱される前の１年間に香取市内に住所を定めていない者で、委嘱後に香取市へ住民票を異動し居住することができる者
（４）心身ともに健康で、地域の活性化に意欲及び情熱を持っており、住民と協力して誠実に協力活動ができる者
（５）パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、ＳＮＳ等の活用ができる者
（６）複数年の滞在が可能な者
（７）普通自動車運転免許を取得している者（採用までに取得見込みを含む。）

※1　（２）アの要件は、総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和４年４月１日現在)」において、香取市への転入が、特別交付税措置の対象となる地域に現に住所を有する者とする。
※2　（２）ウの場合で香取市に住所を定めている者は、（３）を満たさなくてもよい。

５　勤務地

伊能忠敬記念館を基本とし、必要に応じ市外での活動を行うものとする。

１週間のうち３日間は伊能忠敬記念館に勤務し、１週間のうち２日間は、隊員の自宅又は業務が可能な場所とする。

ただし、繁忙期等の勤務場所については、市と相談しながら調整する。

６　勤務日・勤務時間

（１）勤務日は、週５日（１週間当たり38時間45分）を原則とする（土日祝日の勤務有）。

（２）勤務時間は、１日当たり７時間45分を原則とする。

※始業・終業時間及び休日は、活動（業務）の状況により変動が想定されるため、市と随時相談しながら調整する。

７　任用形態・期間

（１）市と隊員の間で業務委託契約を締結し、個人事業主として業務を行うものとする。

（２）香取市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱する。

（３）委嘱期間は、委嘱日から１年以内とし、委嘱日から３年以内で延長できるものとする。

（４）市が地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

８　報酬

月額265,000円とする。（１箇月間の活動日数が20日に満たない場合は、１日当たり13,250円の日割り計算により支給するものとする。）

９　待遇・福利厚生

（１）住居は、民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約し確保することを原則とする。ただし月額55,000円を上限に、予算の範囲内で活動等の経費の一部として市が負担する。

（２）転居に係る費用（敷金礼金を含む。）、生活に必要な費用（光熱水費、食費、生活費等）などは自己負担となる。

（３）活動内容に関係がある場合や活動に支障が無い範囲においては、個人事業の運営、副業なども可能とする。

（４）各種税金や社会保険料等は隊員で負担するものとする。

10　休日・休暇

休日・休暇は、週２日の週休日のほか、年次有給休暇に相当する休暇等は、市の判断で付与できるものとする。

11　隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、次に掲げる隊員の活動や生活を支援する。

（１）隊員が行う活動に関する指導及び支援
（２）隊員が地域に定着するための支援
（３）隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
（４）市や地域の団体等が行う地域振興イベントなどへの協力活動に対する支援
（５）隊員が地域で生活するための住居の確保などの生活支援
（６）その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

12　活動等の経費

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市が負担する。なお、負担の可否については、市と協議の上、決定する。

（１）隊員の指導、支援に要する事務的経費
（２）隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費
（３）隊員の活動期間中の損害保険及び賠償責任保険に係る保険料
（４）隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
（５）隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
（６）隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合に要する参加費用及び旅費等
（７）隊員が活動に使用する自家用車等の借上料及び燃料費（ただし、月額10,000円を上限とする。）なお、自家用車等は隊員各自で用意するものとする。
（８）隊員が活動に使用するパソコンや携帯電話の通信費（ただし、月額5,000円を上限とする。なお、パソコンや携帯電話は隊員各自で用意するものとする。
（９）その他、隊員の活動に要する経費

13　応募・選考方法

応募及び選考の方法は次のとおりとする。

（１）応募方法

①受付期間：令和７年１０月２１日（火）から
　　　　　　<u>令和７年１２月　２日（火）まで（必着）</u>

②提出書類
・応募用紙（指定様式に必要事項を記入）
・活動目標レポート（Ａ４用紙１枚程度）
・履歴書（市販のもの、カラー写真貼付）
・住民票（本籍地記載不要）※海外在留者は、代わりに在留証明書
・普通自動車運転免許証の写し
・他の地方自治体での地域おこし協力隊活動経験者としての応募者は、２年以上活動した経験があり、その解嘱から１年以内（見込み含む）であることが分かる書類
・外国青年招致事業参加経験者としての応募者は、当該プログラムの在職証明書
※提出された応募書類は返却しない。

③提出方法等：郵送又は持参にて下記「15　応募・問い合わせ先」へ提出

（２）第１次選考（<u>書類審査</u>）

①第１次選考として書類選考を実施する。
②応募期限から一週間程度で、応募者全員に結果を文書で通知する。

（３）第２次選考（面接審査）

①第１次選考合格者を対象に面接を実施する。

②日程は令和７年１２月１６日（火）を予定しているが、詳細は第１次選考の結果時に通知する。

（４）最終結果の通知

審査後、随時、第２次選考受験者全員に通知する。

※応募選考に必要な郵送費、交通費等は応募者の負担とする。

14　その他

活動開始日は、令和８年２月１日（日）以降とし、市・採用者の協議により決定する。

15　応募・問い合わせ先

〒287－0003　千葉県香取市佐原イ１７２２－１
香取市教育委員会 生涯学習課 伊能忠敬記念館
Tel：０４７８－５４－１１１８、Fax：０４７８－５４－３６４９
E-mail：inoh-museum@city.katori.lg.jp